



山形県公報

平成18年7月18日(火)
第1759号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                     |                   |      |
|---------------------|-------------------|------|
| 県営土地改良事業計画の決定.....  | (村山総合支庁農村計画課) ... | 1049 |
| 土地改良事業施行の適当の決定..... | (同) ...           | 同    |
| 土地改良事業施行の同意.....    | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 1050 |

### 公 告

|                           |                   |      |
|---------------------------|-------------------|------|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (置賜総合支庁企画振興課) ... | 同    |
| 同.....                    | (庄内総合支庁企画振興課) ... | 同    |
| 危険物取扱者保安講習の実施.....        | (総合防災課) ...       | 1051 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....         | (置賜総合支庁建築課) ...   | 1053 |

## 告 示

### 山形県告示第735号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営小松原大沼地区土地改良(ため池等整備事業)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 縦覧に供する書類の名称  
県営小松原大沼地区土地改良(ため池等整備事業)事業計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
山形市役所
- 縦覧に供する期間  
平成18年7月25日から同年8月22日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

### 山形県告示第736号

東根市から土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成18年7月10日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 縦覧に供する書類の名称  
新規土地改良事業計画書の写し(柏原地区)
- 縦覧に供する場所  
東根市役所
- 縦覧に供する期間  
平成18年7月25日から同年8月22日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、土地改良事業の施行を次のとおり同意した。

平成18年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
庄内町
- 2 同意年月日  
平成18年7月3日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成18年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年7月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 まんまる
  - (2) 代表者の氏名  
渡邊 重雄
  - (3) 主たる事務所の所在地  
西置賜郡小国町大字小国小坂町475番地の1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障がいを持つ者や高齢者等が地域の中で社会の一員として、自立した日常生活を送ることができるよう各種の事業を行い、地域福祉の増進のために寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成18年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年7月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 光の子
  - (2) 代表者の氏名  
阿部 裕子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市大塚町28番40号E棟
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害のある学齢期及び学齢期後の子ども達に対し、日常生活を、できるだけ自立できるような生活習慣と、集団生活で適応できる能力を身につけるよう、個々の能力に応じた訓練及び支援をすることにより、よりよい社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成18年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 講習の種別

### (1) 給油取扱所講習

給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

### (2) 石油コンビナート講習

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（前号に掲げる危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

### (3) 一般講習

前2号に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

## 2 講習の日時及び場所

### (1) 給油取扱所講習

| 日             | 時         | 場 所     |
|---------------|-----------|---------|
| 平成18年8月24日(木) | 午後1時30分から | 酒 田 市   |
| 同 9月1日(金)     | 午前9時から    | 長 井 市   |
| 同 9月6日(水)     | 午後1時30分から | 寒 河 江 市 |
| 同 9月8日(金)     | 午前9時から    | 新 庄 市   |
| 同 9月28日(木)    | 午後1時30分から | 村 山 市   |
| 同 10月6日(金)    | 午前9時から    | 酒 田 市   |
| 同 10月12日(木)   | 午前9時30分から | 鶴 岡 市   |
| 同 10月20日(金)   | 午前9時から    | 米 沢 市   |
| 同 10月27日(金)   | 同         | 山 形 市   |

### (2) 石油コンビナート講習

| 日             | 時      | 場 所   |
|---------------|--------|-------|
| 平成18年8月25日(金) | 午前9時から | 酒 田 市 |

## (3) 一般講習

| 日             | 時                 | 場 | 所     |
|---------------|-------------------|---|-------|
| 平成18年8月25日(金) | 午後1時30分から         | 酒 | 田 市   |
| 同             | 8月31日(木) 同        | 長 | 井 市   |
| 同             | 9月1日(金) 同         |   | 同     |
| 同             | 9月6日(水) 午前9時から    | 寒 | 河 江 市 |
| 同             | 9月7日(木) 午後1時30分から | 天 | 童 市   |
| 同             | 9月8日(金) 同         | 新 | 庄 市   |
| 同             | 9月15日(金) 同        | 東 | 根 市   |
| 同             | 9月21日(木) 同        | 上 | 山 市   |
| 同             | 9月22日(金) 同        | 南 | 陽 市   |
| 同             | 10月5日(木) 同        | 酒 | 田 市   |
| 同             | 10月6日(金) 同        |   | 同     |
| 同             | 10月11日(水) 同       | 鶴 | 岡 市   |
| 同             | 10月12日(木) 同       |   | 同     |
| 同             | 10月20日(金) 同       | 米 | 沢 市   |
| 同             | 10月26日(木) 同       | 山 | 形 市   |
| 同             | 10月27日(金) 同       |   | 同     |
| 同             | 10月31日(火) 同       | 尾 | 花 沢 市 |

## 3 講習受講対象者

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない危険物取扱者

## 4 受講手続

受講申請書を平成18年7月21日(金)から同年8月11日(金)までの間に、山形市緑町一丁目9番30号山形県新築西通り会館3階山形県危険物安全協会連合会に提出すること。

## 5 その他

詳細については、総務部危機管理室総合防災課保安班(電話023(630)2228)又は山形県危険物安全協会連合会(電話023(632)5744)に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年7月18日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地             | 形式  |                  | 公称戸数 | 区分          | 家賃                      |                    |                    |                    |                    | 敷金     | 概要                       |                    |
|------------------|-----------------|-----|------------------|------|-------------|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------|--------------------------|--------------------|
|                  |                 | 形式  | 坪当り<br>住戸数<br>戸数 |      |             | 収入が<br>12万9000円<br>以下の者 | 収入が13万0000円<br>以下者 | 収入が13万5000円<br>以下者 | 収入が14万0000円<br>以下者 | 収入が14万5000円<br>以下者 |        |                          | 収入が15万0000円<br>以下者 |
| 県営中田第1ア<br>パート5号 | 米沢市中田町<br>655-3 | 2DK | 62.1             | 1    | 特定目的<br>修繕用 | 21,000                  | 25,500             | 30,200             | 34,500             | 40,200             | 45,200 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 | 準身可                |
| 同<br>2号          | 同               | 3DK | 68.8             | 1    | 一般用         | 22,200                  | 25,900             | 31,500             | 35,700             | 42,400             | 45,700 |                          |                    |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成18年8月1日から同月7日まで(ただし、郵送の場合は、平成18年8月7日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成18年9月中旬

平成18年7月18日印刷  
平成18年7月18日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056